



STANDARD

2023年3月20日

各位

会社名 株式会社ジェイホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 眞野 定也  
(コード:2721 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役 中山 宏一  
(TEL. 03-6455-4278)

**「2023年定時株主総会招集通知及び株主総会資料」及び「2023年定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項(交付書面省略事項)」の一部訂正について**

当社は、2023年3月7日に公表いたしました「2023年定時株主総会招集通知及び株主総会資料」及び「2023年定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項(交付書面省略事項)」の記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって、下記のとおり訂正いたします。

**記**

1. 訂正の理由

「2023年定時株主総会招集通知及び株主総会資料」及び「2023年定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項(交付書面省略事項)」の公表後、記載内容に一部誤りがあることが判明しましたので訂正いたします。

2. 訂正の内容

訂正箇所には、下線を付して表示しております。

(1) 「2023年定時株主総会招集通知及び株主総会資料」47ページ  
第5号議案 剰余金の処分の件

(訂正前)

(省略)

第5号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分の理由

会社法第452条の規定に基づき、第3号議案「資本金の額の減少の件」における資本金の額の減少及び第4号議案「資本準備金の額の減少の件」における資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金について、繰越利益剰余金にそれぞれ振

り替えることで損失の処理を行うための処分をしたいと存じます。なお、本議案は第3号議案「資本金の額の減少の件」における資本金の額の減少及び第4号議案「資本準備金の額の減少の件」における資本準備金の額の減少の双方が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 処分する剰余金の項目、額及び効力発生日

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 340,073,104 円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 340,073,104 円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2023年5月31日

(省略)

(訂正後)

(省略)

第5号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分の理由

会社法第452条の規定に基づき、第3号議案「資本金の額の減少の件」における資本金の額の減少及び第4号議案「資本準備金の額の減少の件」における資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金について、繰越利益剰余金にそれぞれ振り替えることで損失の処理を行うための処分をしたいと存じます。なお、本議案は第3号議案「資本金の額の減少の件」における資本金の額の減少及び第4号議案「資本準備金の額の減少の件」における資本準備金の額の減少の双方が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 処分する剰余金の項目、額及び効力発生日

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 339,323,104 円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 339,323,104 円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2023年5月31日

(省略)

(2) 「2023 年定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項（交付書面省略事項）」

10 ページ

10. 重要な後発事象に関する注記

(訂正前)

(省略)

10. 重要な後発事象に関する注記

(省略)

(4) 剰余金の処分

①減少する剰余金の額

その他資本剰余金 340,073,104 円

②増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 340,073,104 円

③剰余金の処分の方法

会社法第 452 条の規定に基づき、上記「(2) 資本金の額の減少」及び「(3) 資本準備金の額の減少」の効力発生を条件に、当該減少により増加するその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、2022 年 12 月 31 日現在の繰越損失 340,073,104 円 を全額解消する予定です。

(4) 日程

①取締役会決議日 2023 年 3 月 3 日

②株主総会決議日 2023 年 3 月 29 日

③債権者異議申述公告日 2023 年 4 月（予定）

④債権者異議申述最終期日 2023 年 5 月（予定）

⑤効力発生日 2023 年 5 月 31 日（予定）

(省略)

(訂正後)

(省略)

10. 重要な後発事象に関する注記

(省略)

(4) 剰余金の処分

①減少する剰余金の額

その他資本剰余金 339,323,104 円

②増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 339,323,104 円

③剰余金の処分の方法

会社法第 452 条の規定に基づき、上記「(2) 資本金の額の減少」及び「(3) 資本準備

金の額の減少」の効力発生を条件に、当該減少により増加するその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、2022年12月31日現在の利益剰余金△339,323,104円を全額解消する予定です。

(5) 日程

- ①取締役会決議日 2023年3月3日
- ②株主総会決議日 2023年3月29日
- ③債権者異議申述公告日 2023年4月(予定)
- ④債権者異議申述最終期日 2023年5月(予定)
- ⑤効力発生日 2023年5月31日(予定)

(省略)

以 上